

現場代理人の取扱いについて

平成28年6月1日に建設業法施行令の一部を改正する政令が施行され、工事現場における主任技術者又は監理技術者を専任で配置することが必要となる建設工事の請負代金の額が引き上げられたところです。

この改正に伴い、長門市が発注する建設工事において、現場代理人の取扱いを改正することとしましたのでお知らせします。

◆長門市発注工事における現場代理人の常駐義務の緩和措置

(趣旨)

長門市が発注する建設工事において、工事請負契約書第10条第3項の規定による現場代理人の取扱いについて、必要な事項を下記のとおり定めるものとします。

I 現場代理人の資格要件

- ①受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係が3箇月以上あること。
- ②建設業法第7条第2号の規定による営業所の専任技術者ではないこと。ただし、営業所が長門市内の場合を除く。

II 常駐を要しない期間

発注者と常に連絡が取れる体制を確保でき、次のいずれかの期間に該当する場合

- ①契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。
- ②工事の全部の施工を一時中止している期間
- ③工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- ④上記以外のほか、工事現場において作業等が行われていない期間

III 兼務の対象工事

次の全てに該当するものが対象工事となります。ただし、発注者が兼務を認めることが適当でないと判断した場合は兼務を認められない場合があります。

- ①兼務しようとする工事現場が、全て長門市内であること
- ②同一の現場代理人が兼務できる工事は、2件（長門市が発注する災害復旧工事を含む場合は3件）までとする
- ③兼務に係るそれぞれの工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事にあっては7,000万円）未満であること
- ④異なる発注機関の工事と兼務する場合は、他の発注機関が兼務を了承していること

※密接な関係にある2以上の工事を同一敷地内又は隣接する現場(50m以内)で施工する工事については1件の工事とみなし、現場代理人を兼務することができるものとします。

Ⅳ 兼務を認める条件

Ⅲの対象となる工事において、次の条件を全て満たす場合には、現場代理人の兼務を認めるものとします。

- ①低入札価格調査を実施し契約した工事を含まないこと
- ②受注者が、申請をする日から遡って1年の間に、長門市において指名停止措置を受けた者でないこと
- ③受注者が、申請する日から遡って1年の間に竣工した工事にあつて、工事成績の評定点が60点未満となった工事が無いこと
- ④特記仕様書に現場代理人の兼務を認めない旨の記載がないこと
- ⑤発注者と常に連絡が取れる体制が確保されていること
- ⑥Ⅱの常駐を要しない期間を除き、兼務しようとするいずれかの工事現場に必ず常駐していること
- ⑦不在時の対応者を配置し、安全管理のほか現場の取締りに支障を生じさせないこと

Ⅴ 兼務の申請

Ⅲ及びⅣを満たし、現場代理人の兼務を申請する場合は、別記様式第1号により発注者に申請し、発注者が兼務する工事の施工内容等を総合的に勘案し、兼務を認める場合には承認書を通知します。

Ⅵ 兼務の中止

承認を受けた現場代理人が工事の兼務をしなくなったときは、発注者に別記様式第3号により兼務に関する解除を通知してください。

Ⅶ 現場代理人の変更

特別な事情がある場合を除き、工事の施工期間中に現場代理人を別のものへ変更することは原則認めないこととします。

Ⅷ 承認の取消し

現場代理人の兼務を認めた工事において、現場の管理体制に不備が生じ、又は不良な工事となった場合若しくは不良な工事となる恐れがあると認められる場合や受注者がこの緩和措置に関する事項に違反していると認められる場合、承認を取り消すこととします。

Ⅸ 実施時期

請負契約の時点にかかわらず、平成28年7月1日からの適用となります。